

韓国における近代土木構造物への眼差し

A Look of Modern Civil Engineering Structure in Korea

姜 榮祚¹

¹ 韓国土木学会会員 工博 東亜大学校 工科大学 都市計画・造景学部
(〒604-714 韓国釜山市沙下区下端2洞840)
E-mail:yjkang@dau.ac.kr

In this paper, I introduced trends and preservation values of civil engineering works madeup in modern times while chasing a series of movement over cultural heritage in modern times in Korea. In addition, I took up the preservation versus removal dispute over Youngdo bridge and Namji bridge until recently and clarified a Korean look toward engineering works constructed in the colony times and wanted to highlight a problem for a preservation of civil engineering works in modern times. In conclusion of this article, I clarified that the preservation theory of civil engineering works is worth existing the spot of the oneself history. I hope that the excavation of value of a civil engineering works as a thing through the historical study and the study interchange of Korea and Japanese in civil engineering history are activated

Key Words : *civil engineering works, Korea, Modern cultural heritage, dispute of preservation versus removal, self history*

1. はじめに

近年、韓国では近代に建造された建築・土木構造物を登録文化財に指定し、文化遺産として保存・活用する動きが顕著になってきた。文化財庁は全国的規模で全数調査を行い、保存の重要度によって登録文化財あるいは、それより保存の強制力の強い地方文化財への指定を自治体に促している。

しかし建築物に比べて土木構造物は文化財としての価値を生み出す学術的議論から遠退いており、文化的資産としてその価値に注目する地元住民の要求に答えていないのが実情である。韓国の土木学会誌を閲覧してみても土木構造物を近代文化財として見なし、その保存の実態と意義を論じたものは、浅学のせいかもしれないが、目にしない。

本稿は韓国における近代文化遺産の保全・活用を巡る一連の動きを追いながら、土木構造物の保存の動向と保存理由等を紹介する。また、最近まで議論されていた南旨橋と影島大橋の保存・撤去論争を取り上げ、日本強占期に建造された近代土木構造物に対する韓国人の眼差しを明らかにしたい。

2. 文化財として近代文化遺産

(1) 文化財として近代文化遺産への関心

韓国において近代文化遺産の保存は文化財保護法の制定された1962年に遡る。その法律を以て翌年「独立門」を史跡(第32号)に指定したのが最初である。「独立門」は独立協会が韓国の永久的独立を宣言するため、募金により1897年11月20日完成したものである。近代韓国の自主民権運動を記念するため文化財として指定した¹⁾。

しかしその「独立門」が社会的関心を引いたのは、ソウル市が高架橋の建設のため、それを移転する方針を打ち出してからである。ソウル市文化財委員会はそれに反発し、現状変更を許可しなかった。しかしソウル市当局はそれを不服とし、裁判所にその判断を委ねた。裁判所はソウル市の主張とおりの道路路線の変更の代わりに、「独立門」遺跡の移転を命じた。この一連のやりとりが



図1 独立門

表1 登録文化財の内訳(2005年12月現在)

宗教施設	業務施設	教育施設	住居施設	戦争関連	文化集会施設	医療施設	産業施設	公共用施設	人物記念	商業施設	合計
32	47	28	26	7	10	11	13	37	14	2	227

マスコミに取り上げられることになった。近代文化遺産が都市開発と葛藤し、社会的関心を集めた最初の事例である。

近代文化遺産に対する学問的関心は1970年代後半からであるが、その実態を全国規模で体系的に調査したのは1981年である。韓国建築学会によるその調査は1900年前後に建てられた建物を対象にしたもので、保存状態の良好なものの中から近代建築史的に重要な位置を占める建築物を選び出し、当局にその保存を建議した。しかし近代文化財の保存に的を絞った制度的な整備には2001年登録文化財制度の導入まで待たなければならなかった。

その間、近代建築史的に貴重な建築物が都市再開発などによってなくなっていた。話題になるほどの大きな保存論が巻き起こったのは1980年代に入ってからである。韓国人建築家が設計し、1936年開館した和信百貨店が道路の拡張と施設の老朽のため再開発によって1987年撤去されるまで続いた保存論がそれである。その後、全国民の関心を引き起こしたのは、あの旧朝鮮総督府庁舎であった。1993年、朝鮮正宮の復元事業の一環として、当時国立博物館として使用していた旧朝鮮総督府庁舎の撤去方針が政府より打ち出された。それから撤去を巡る賛否両論が連日続いたが、結果的には撤去になった。これにより近代歴史遺産というのは近代期の歴史的痕跡を残している歴史的建造物だけではなく、政治的意味をも含んでいることが露呈された。

(2) 登録文化財制度の施行

近代文化遺産が制度的に保存されるようになったのは2001年より登録文化財制度の施行である。この制度は、1996年より施行された日本の登録有形文化財制度に触発された。1999年より文化財庁が大学に依頼した「近代文化遺産の保存と活用方案調査研究」を皮切りに学識経験者を中心にした諮問委員会の設置、翌年2000年4月には全国208件の近代文化遺産目録を作成した。これ

によって文化財保護法が改定され、2001年7月1日より近代文化遺産の保護のための登録文化財制度が導入された。それからこの制度を運用するための対象探しが翌年から始まった。各市道で行われた調査の結果は2003年、光州広域市をはじめ、2005年釜山広域市に至るまで16の特別市、広域市、道の『近代文化遺産目録化報告書』が刊行された。これらの調査は2002年11月の文化庁より纏められた「近代文化遺産調査及び目録化事業市道関係者会議資料」に基づいて全数調査を行ったので、対象分類方法と精度は全国的にほぼ同じである。しかし調査の期間が6か月から1年であったこと、目録に載せる対象を建築物台帳により拾い上げたことなどより韓国に現存するすべての近代文化遺産が網羅されたとは言えない²⁾。

(3) 登録文化財に指定された近代文化遺産の内訳

文化財庁の発行した2006年度の「文化財年鑑」によると2005年12月31日まで指定された登録文化財は表1の通り、宗教施設32をはじめ合計227カ所である。殆どが建築物であるが、土木施設物は戦争関連施設と産業施設である。

3. 近代土木構造物の保存とその理由

(1) 登録文化財としての土木構造物

文化財庁によると2006年6月19日まで登録文化財として指定されている土木建造物は5種24件である。橋が12カ所、続いて水道施設が5カ所、トンネル4カ所、発電所と鉱山がそれぞれ1カ所で合計24カ所が登録文化財として指定されている。

これらの構造物の建造年代は、13の橋の内1920-30年代のものが6カ所であった。日本強占期の後、建造されたものも3カ所である。トンネルは4カ所すべてが1920-30年代以前に建造されたものである。水道施設は1910-30年代に建造されたものである(表2)。

つまり、登録文化財として指定された土木施設物は主

表2 登録文化財に指定された土木構造物の建造年代(2006年6月現在)

	1900-10年	11-20	21-30	31-40	41-45	46年以降	未詳	計
橋	1		4	2	1	3	1	12
発電所					1			1
トンネル	1		2	1				4
水道		2	1				3	6
鉱山			1					1

表3 登録文化財に指定された土木構造物の登録理由(2006年6月現在)

名称	建造年度	指定年月日	種目	指定理由			
				韓国戦争	土木史	地域史	産業史
鉄原 承日橋	1951	2002. 2. 28	橋	○			
老斤里 サングル橋	1950	2003. 6. 30	橋	○			
京義線 死の橋		2004. 2. 6	橋	○			
蔚山 旧 三湖橋	1924	2004. 9. 4	橋		○	○	
華川 水力発電所	1944	2004. 9. 4	発電所	○			
華川 コモク橋	1945	2004. 9. 4	橋		○		
太白 長省 二重橋	1935	2004. 9. 4	橋		○		○
金剛山電気鉄道	1926	2004. 9. 4	橋	○			
麗水 馬来第2トンネル	1928	2004. 12. 31	トンネル		○		
東海 旧 浄水施設		2004. 12. 31	水道施設		○		
高城 合築橋	1948	2004. 12. 31	橋	○			
昌寧 南旨橋	1931	2004. 12. 31	橋	○	○	○	
統営 文化洞 排水施設		2005. 4. 15	水道施設		○		
西帰浦 天池湖 灌漑水路	1905	2005. 4. 15	水道施設		○		
郡山 海望トンネル	1926	2005. 6. 18	トンネル		○		
馬山 鳳岩水源地	1930	2005. 9. 14	水道施設		○		
統営 海底トンネル	1932	2005. 9. 14	トンネル		○	○	
蜜陽 上東トンネル	1905	2005. 9. 14	トンネル		○		
郡山 旧 第1水源地堤防	1915	2005. 12. 9	水道施設		○	○	○
公州 錦江鉄橋	1933	2006. 6. 19	橋		○		
ハン江 鉄道橋	1900	2006. 6. 19	橋	○	○	○	
大邱 大鳳配水池	1918	2006. 6. 19	水道施設		○		
永川 旧 化龍橋	1928	2006. 6. 19	橋		○		
英陽 龍鉾山	1930	2006. 6. 19	鉾山				○

に1920-40年代に建造されたものである。しかしこの結果が韓国に残存されている土木施設物の建造年代を代弁しているとは言えない。なぜかと言えば、『近代文化遺産目録化報告書』にはあげられているが、いまだ登録文化財に指定されていないものも少なくないことと、調査したにも関わらず建造年代がはっきりしていないものも少なくないのがその理由である。

(2)保存理由

文化庁がこれから登録文化財として登録する予定の文化財目録とその登録理由を明記し一般に公開している「公告」という公文書がある。いわゆる登録予告という行為である。この文書はほぼ全文が報道資料として各マスコミに配られ、引用符号をつけて報道される。それによって文化庁の登録文化財の指定理由がそのまま一般の人々に伝えられ、異議申し立てがなければそのまま指定される。この文書に明記されている登録理由はいまの韓国人にとって近代構造物の価値を公的に示しているものと見なしてもよいだろう。ここでは登録理由をその「公告」と新聞記事から読み取り、近代土木構造物の価値を明らかにしたい(表3)。

登録文化財の指定理由としてあげられる項目は大きく4つのカテゴリーに括られる。もちろん、ほとんどの構

造物に土木史的価値が認められるが、その他、韓国戦争を記憶する場所というのが文化財的価値としてみとめられた。例えば、韓国戦争の最中、避難民が米軍の機銃掃射に受けた場所である老斤里のサングル(二重)橋、韓国戦争の際、中国軍の壊滅的攻撃を受けた場所である京義線「死の橋」がそれである。それから橋や水道施設には地域史的価値、鉾山には産業史的価値が文化財としての保存すべき理由としてあげられた。

しかし登録文化財としてのこうした価値は「韓国戦争の戦場として文化的遺産」の以外は具体性が欠けている。土木史・生活史・産業史的価値があると記述してはいるものの、それらの歴史的価値を通時的資料で示していない。近代に建設されたので年代物としての価値があるだろうという程度の記述である。

4. 橋の保存論争にみる近代土木構造物に対する眼差し

登録文化財の登録予告に見えたのは今の韓国人にとっての近代土木構造物の価値であった。ところが近代土木構造物が登録文化財として制度的に保存するものもあれば、老朽化や道路開設などによって消滅していくものも少なくない。しかし昌寧の南旨橋や釜山の影島大橋のよ

うに撤去が知られると住民の保存運動が沸き起こるケースもある。もちろんすべての住民が保存に賛成する訳ではなく、撤去を支援する市民団体もある。釜山の影島大橋の場合、釜山市民のみならず全国の市民団体が加わり、保存と撤去論争が長く続いた。そこで露呈されたのが、近代文化遺産に向けられた韓国人の眼差しである。

ここではこれらの保存論争から垣間みられる近代土木建造物に対する韓国人の人々の眼差しを明らかにしたい。韓国の人々が日本強占期に建造された土木施設物に向ける視線は建築物とは少し違う傾向を見せるので、比較のため朝鮮総督府論争をとりあげ、土木構造物に宿る特有な視線を浮き彫りにしたい。

(1) 旧朝鮮総督府を巡る保存対撤去論

旧朝鮮総督府の撤去と保存に関わる論争をすべて取り上げることは別の機会に譲りたい。保全と撤去の世論の絶対量を比べることではなくその中身を比較するのであるなら、建築学会の紙面上にて繰り広げられた論争を紹介することで十分であろう。

大韓建築学会誌1995年5月号に紙上討論として組まれたのが旧朝鮮総督府庁舎撤去問題であった。それぞれ保存と撤去そして移築保存を主張する3人に登場してもらい、その論拠を乗せている。ここでは、一步も譲らなく対立している二つの意見、つまり撤去と保存論のみを取り上げる。移築保存はその論拠が保存論の範疇に入れてもよいものであった。

a) 撤去の論拠

撤去を主張するのは古建築の専門家である朱南哲であった。朱は撤去の論拠として古都ソウルの復元と建築的駄作をあげている。朱は慶福宮の復元のためには宮の軸線上にある旧朝鮮総督府庁舎の撤去が必要である、とする。また、ドームの大きさが全体的調和を損なうとして建築的にも駄作であるとした。これは日本の「明治建築研究会」が旧朝鮮総督府庁舎をアジアの近代建築の傑作であるとの主張に対する反論であると思われる。

植民地として支配された歴史教育の場としての価値よりは古都ソウルの真の姿の復元の方が先であるとして、



図2 旧朝鮮総督府庁舎

その主張を退けている。

b) 保存の論拠

保存を主張したのは近代建築を専門とする金晶東である。金の保存の論拠は、建築的価値と歴史的価値である。まず、旧朝鮮総督府建物の歴史を述べた後、その設計に関わった韓国人建築家の名を挙げている。これはこの建物の建設に韓国人も加わっていることから建築史的意味付けを意図している。

また、植民地支配の本拠地として、また大韓民国の政府庁舎として使われた歴史的場所としての保存価値を訴えている。

c) 旧朝鮮総督府保存論にみる近代建築の価値

この論争の中身は、旧朝鮮総督府庁舎を歴史的清算の対象とみるのか、または綿々と続いていくべき韓国の長い歴史の一つの場面を証言するものとしてみるかである。建物の完成度を含めた建築史的価値もこの二つの判断軸によって貶されるか賞賛されるかに分かれる。

ところがこの論争によって浮き彫りにされたのは、近代建築とはモノとしての建築史的価値と都市における歴史文化的価値を含んでいることであった。これは近代建築物に特有の価値ではなく、土木構造物や文化財に共通するものである。しかし近代建築物とは異なる価値が土木構造物に潜んでいる。それを橋の保存論争から探してみたい。

(2) 南旨橋・影島大橋の保存論争にみる保存対撤去論

a) 南旨橋の保存論

1931年建設された南旨橋の保存運動に火がついたのは橋の老朽化により新しい橋の架設が本格化してからである。2001年、昌寧郡は道路橋としてこれ以上使用するのは危険であるという安全検査の結果をうけて、新しい橋を建設する代わりに南旨橋の取り壊しを決める。地域住民が中心になった保存運動が本格化したのが2004年2月27日、新橋の起工式からである。

(a) 撤去の論拠

撤去の論拠は、老朽化に因る安全上の問題であった。また保存するにしても維持補修に多大な費用を要することを撤去の根拠としていた。

(b) 保存の論拠

南旨橋の撤去が知られると地元の住民たちは「南旨鉄橋近代文化遺産登録指定を支持する人々」という組織を掲げて、文化財庁への文化財指定を請願する一方、南旨橋の価値を共有するための様々な催しを行った。保存会の内部文書の「千年の光を蘇らせるために」（2006年）から保存会の活動を取り上げると次の通りである。

南旨橋を背景とした古い写真を橋の高欄に展示し、橋と自分との関わりの歴史を再認識する契機を設けた。ま



図3 南旨橋

た、南旨橋が韓国戦争の際、作戦上爆破した後、修復した歴史を蘇らせるため韓国戦争を舞台とし空前のヒット作である映画「太極旗を靡かせて(日本では「ブラザフッド」に改名し公開した)」を川原で上映した。

その間、この橋の建設に関する歴史的資料の発掘があった。日本の「工事画報」に発表された建設誌が東京大学の中井祐先生により住民に伝わった。この文献は垂れ幕に大きく複写され、橋の入り口に掲げられ、住民の目に触れることにした。

南旨橋の保存論には韓国戦争の歴史的場所や近代の鉄橋の土木史的価値もその論拠の一つとしてあげられるが、それよりは住民の個人史の現場としての価値がもっとも大きな論拠であろう。

b) 影島大橋の保存・撤去の論拠

もう一つ、2006年9月現在、釜山広域市指定地方文化財として保存するための文化財専門委員会の審議を得た影島大橋を取り上げ、近代土木構造物に対する眼差しをみる。この橋は 新旧の橋の併存で近代文化遺産として保存された南旨橋とは違って、撤去か保存かの両者選択以外の余地がなかったので、論争は長引いた。

影島大橋は1934年に建設された韓国唯一の跳開橋である。建設当時は釜山大橋と呼ばれた。2006年現在、築72年になる。影島大橋は増える交通量による老朽化と橋の桁に700ミリ上水管を始め送電線など23種類の施設物が付着しているなど、早くからその安全が懸念されていた。1996年の安全検査の結果、構造上の問題はないとの結論であったが、橋の撤去が表面化したのは麓にロッテホテルの建設が確実となった1997年からである。

1997年12月、ロッテホテル建設に伴う交通影響評価はホテルの建設に伴い、増えると予想される交通量に相応しい橋に改修するよう命じた。それは橋の幅員を現在の4車路から6車路に拡幅建設することであった。それを受けたロッテホテル側は橋の拡幅のため二つの案を用意する。一つは既存の橋を残したまま拡幅のための新橋を取り付ける併存案と撤去の後、新橋に取り替える撤去案である。住民の保存運動が目立った動きを見せたのはこ



図4 影島大橋の跳開装置のギア

の案が新聞に伝えられてからである。

これから新聞紙上には橋の保存を訴える市民団体の声明書と撤去を支持する市関係者の意見が掲載され、瞬く間に全国的関心事になった。ここでは、撤去と保存の意見がはっきりと示された論争を取り上げる。

ここで取り上げるのは地元の有力紙「国際新聞」2000年4月23- 24日付けの紙上において撤去の必要性を訴える市道路課長と保存側の住民団体代表との論争である。もう一つは、2002年8月に行われた市民公聴会で出された意見である。市民公聴会は2002年8月2日、市役所にて行われた。討論者は住民団体、土木エンジニア、市議員、大学からは交通と海洋土木、産業デザイン専門家であった。傍聴席には影島住民、マスコミ関係者、学生、公務員など約100人程度であった。

この二つをまとめ、保存・撤去の論拠を探ることにした。

(a) 撤去の論拠

撤去の論理は明快である。市道路課長は新聞投稿において、橋は車両の通行制限をしているほど老朽化していること、ホテル建設後増えるだろう交通量に應えるため迂回道路などを検討したが、土地購入費など予算上不可能である。また大型船舶の運航に対応するためには桁下高を上げた新橋が必要である。この論理は公聴会でも撤去を主張する側からも繰り返してだされた。撤去論は首尾一貫これであった。

公聴会において、この橋が日本人の手で建設されたことをあげ、撤去しても韓国の人々が惜しむことはないという意見も出たが、日本人の手で建設されたことを撤去の論拠にしたのではなかった。

(b) 保存の論拠

詩人であるチェは、影島大橋の文化財的価値は韓国現代史の桎梏と民草たちの哀歓を保っているところにあるとする。植民地時代、戦争、その後の貧困と産業化という韓国近代史をそのまま表現しているのがこの橋であるという保存論は公聴会でも語感の差はあるものの、そのまま繰り返される。それに釜山の象徴する記念物、観

光的価値を掲げて現状保存または再現保存を主張する。

c) 自分史の現場と言う価値

近代土木構造物が近代建築物の保存論と異なる部分は、公共施設として共有材の質にある。もちろん官公庁舎も公共財であることには異論がないが、橋など土木構造物とはその性質が異なる。土木施設は大地の如く生存の基盤であり、接近度や利用度は同じ公共施設である官公庁舎とは比べ物にならないほど自由である。だから市民が受ける共有感は土木施設の方が強い。これは韓国に限った特殊な傾向ではないだろう。

南旨橋と影島大橋の保存論にもこうした共有材として橋の特質がよく現れている。両橋の保存論の論拠として「モノとしての橋」の価値を与えられたのは、東洋一大きい跳開橋であるとする影島大橋であった。しかし東洋一という冠を被せてもそれは日本人の手で造られたのではないかという声には打つ手がない。

橋の保存運動の原動力となったのはその橋に刻まれた自分の歴史、個人個人の自分史の現場として橋の存在意味であった。戦争という忘れることのできない記憶空間という価値であろう。

ここで言う韓国戦争の記憶空間という意味は、既に登録文化財に指定されている橋などとはその意味が異なる。それらが戦場として土木構造物の文化財的価値を認めたのであるならば、影島大橋の保存論は、戦場ではなく避難地として釜山という場所の象徴物として橋、またその橋に刻まれた戦争の記憶を担う場所という価値を掲げる。

韓国戦争のとき釜山は臨時首都であったし、全国土が戦場であったので、全国民が釜山に避難していた。影島大橋は船から降りる避難民が一番最初に目にするものであった。また、避難の際、生き別れになった家族が再会の場所としたのがそのとき既に全国的に有名であった影島大橋であった。この橋の保存運動が全国的に広がりを見せたのはそのためであった。

5. おわりに

韓国において土木構造物の保存論で一番力を発揮するのは、今のところそこに刻まれた住民一人一人の追憶である。それは近代建築の保存論とは異なる土木特有な論拠である。しかしその追憶の場所に愛着を持つようになれば次はそのモノに興味に移る。南旨橋の保存運動でもそのような傾向が現れた。住民たちの興味はその橋に刻まれた自分の歴史からその橋の成り立ち、つまりモノの歴史に移った。日本から持ち込まれた建設報文は橋への愛着を高めるきっかけになった、と保存会は公言している。

これから近代文化遺産を保存していくためには、それに刻まれた自分史以外の価値の発掘が望まれる。それは、

文化財としてモノの歴史的価値をきちんと調べ上げることである。韓国に残存する近代土木構造物を土木史的観点からその価値を明らかにしていくべきである。保存が決まったとしても、修理・補修または活用のためにはモノとしての価値の所在を明確にすべきである。そのためには日本にある近代韓国の土木史的資料の発掘と体系的整理が必要である。そして日本の土木史を視野に入れて歴史的研究を行うことが望まれる。

私は2004年、近代文化遺産の目録づくりの調査メンバーとして加わり、釜山に残存する土木構造物の現況調査を担当した。そのとき資料の不足などからその建造物の土木史的価値の同定に非常に苦労した。これは釜山のみにならず全国的傾向である。幸い、東京大学の中井祐先生、近畿大学の岡田昌彰先生、神戸市水道局の松下眞先生より近代の韓国で建造された土木施設物並びに設計者に関する資料の提供および教示を頂くことができた。その結果、釜山には佐野藤次郎の設計したコンクリートダムが現存することや山本卯太郎と増田淳の関わった跳開橋、また日本によって建設された韓国最初の砲台の遺構が確認された。これらはただいま登録文化財の指定を待っている。日本の研究者と共同で発掘した歴史的事実はこれらを文化財として指定する強力な根拠となったことは言うまでもない。

土木構造物に限らず、近代文化遺産の保全・活用のためには両国の研究交流が大事である。

参考文献

- 1) 姜東辰:近代歴史環境保全의 과라다임 모색,大韓国土・都市計画学会誌『国土計画』,第34巻1号, pp127-143, 1999
- 2) 우동산:등록문화재제도와 근대문화유산 목록화조사 보고서, 建築0512, pp115-122
- 3) 朱南哲:충독부청사는 칠거하역야만 한다,大韓建築学会誌, 35巻3号, pp74-75, 1991
- 4) 金晶東:朝鮮總督府庁舎自存에 관한 提言,大韓建築学会誌, 35巻3号, pp76-77, 1991
- 5) 金晶東:朝鮮總督府庁舎自存에 관한 提言,大韓建築学会誌, 35巻3号, pp76-77, 1991
- 6) 부산광역시:영도다리관련자료집, 2004
- 7) 부산일보 2000년 7월 29일자
- 8) 박근수:한국근대건축물의 보전관리지침 구성 방안 연구, 명지대학교 박사학위논문, 2003
- 9) 부산광역시:영도다리 관련 자료집, 2004. 10
- 10) 문화재청:2006년도 문화재연감